

2023/12/1

会員各位

(一社)東京 ガラス外装クリーニング協会
報告者: 白石 好平

会員 (非会員) 不明

災害速報

発生日時	2023年 11月 26日 (午前) 午後 10時 10分頃
発生場所	東京 (都) 道 府 県 港 市 (区) 町 村
被災程度	死亡 名 重傷 1名 その他
被災者	年齢 33歳 (男性) 女性 経験年数 6年
作業内容	(窓)ガラスクリーニング その他()
作業方法	(ブランコ) ゴンドラ 乗り出し 伸縮はしご
	移動式組立足場 その他()
災害発生状況 他(現在確認できている情報)	
災害時の状況	
ロープ硝子清掃中、建物に近接する電柱の高圧電線と接続されているスリップオン碍子に右肩後部が接触し感電。 対地間で3800Vが右腕に流れ右手が麻痺したため自力で下降器を操作し地上まで下降後、同僚が呼んだ救急車で病院に搬送された。	
診断結果	
電撃症(右手全治2週間、右肩後部全治3週間~1か月の熱傷)	
災害要因	
スリップオン碍子端部の保護カバーがついていなかった(経年劣化で外れる事もある) 高圧線と作業員の1.2Mの最小離隔距離が確保できない状況で作業を行った 送配電事業者に対し、ロープ高所作業実施の事前通知をしなかった 安衛則349条に定められる対策を講じていなかった	
同種災害防止対策	
電気設備技術基準において建物と高圧電線の距離は0.8M以上あればよいとされており(ベランダ等は1.2M)、作業員と高圧線の最小離隔距離の1.2Mを確保できない同種災害発生リスクを抱える物件は相当数に上ると思われる。作業前に送配電事業者と安全対策の打ち合わせが必要である。 ◇この災害について関係する法令 関係法令: ○労働安全衛生法 第4章20条 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 事業者は、電気、熱その他エネルギーによる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない ○労働安全衛生規則 第三百四十九条 第5章 電気による危険の防止 感電の危険が生じる恐れのある時は、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない 一 当該充電電路を移設すること 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難な時は、監視人を置き作業を監視させること	

【速報連絡体制】 ①協会(報告者) → ②連合会事務局・安全技術教育委員長 →
→ ③各協会事務局 → ④各協会会員

◎災害速報は災害の内容・原因等を会員に報じて情報共有し、再発の防止につなげることを目的としています